

2005.09.20 /Vol.13

1880年代教育史研究会 ニュースレター

第13号

目次

[投稿] 兵式体操について (研究ノート1)	[個人報告要旨——仙台に向けて]
佐喜本愛……2	第三・第四高等中学校設置問題
[連載]	検討の意義 田中智子……6
「学区の思想 (11)」 神辺靖光……2	高等中学校設立にいたる背景
尋常中学校における校友会について (4)	谷本宗生……7
富岡 勝……3	高等中学校関係文書 鄭 賢珠……8
折田彦市のアメリカ留学体験記 (1)	[彙報]
巖 平……4	第14号発行及び原稿募集について
第10回研究会総括 谷本宗生……5	編集後記……………8



第10回研究会では、コロキウムに向けて予行演習を行なった。皆さんの顔は真剣そのものであった（京都・三高会館、巖平撮影、2005年8月23日午前）

[投稿]

兵式体操について（研究ノート1）

佐喜本 愛

兵式体操は1883年の徴兵令改正に関連して中学校、師範学校で実施された歩兵操練科を前身として、諸学校令公布以後、普通体操と並んで定着していったとされる。この政策の背景には在営年限短縮問題があり、中学校、師範学校への兵式体操の導入は、いわば徴兵猶予の特典として重要な意味を持っていた。それでは、将来的には男子全体が通過することになっていくはずの小学校に兵式体操が導入された意義は何だったのだろうか。管見の限り、小学校段階での兵式体操に言及した研究は木下秀明氏の研究（『兵式体操からみた軍と教育』杏林書院、1982年）以外ほとんどない。木下氏は教師用引き書の分析を行い、隊列運動の段階から「明らかに軍事教育の意図を有していた」としている。小学校段階における兵式体操の歴史的意義を明らかにするための次の課題は、地方・学校の対応・動向を明らかにすることだと考える。

今回は1886年頃の島根県の動向を紹介してみたい。

『島根県私立教育会雑誌』第17号（1886年6月30日）の記事には1886年5月13日に安農郡第一番学区大田小学校で「兵式体操」が実施されたとある。また、同年10月には祖式小学校において亜鈴体操と合わせて「兵式体操」が行われたという（同雑誌第22号、同年11月30日）。周知のように1886年の段階で小学校は「隊列運動」を行うこととなっている。1888年に隊列運動から兵式体操へと名称が変更する以前から、すでに兵式体操という用語が使われていることをどのように解すればよいだろうか。

以下に示す史料はその点について1つのヒントを与えてくれると考える。

生徒木銃を担ふ

島根郡母衣町小学校にては生徒の気質鍛錬の目的にて運動会又は遠足の時生徒に携へしむる為新たに木銃五十挺を調製したる木銃を携へしむるとは敢て彼徒手にてなさんよりは行列整正して自ら気質養成上其効あるを信するなり又同校にては自今生徒をして成るべく洋服を着せしめ能はさるときは和服の筒袖を用ひしめんとて教育戸長等は目下尽力中なりと云ふ（『島根県私立教育会雑誌』第19号、1886年7月30日、島根県立図書館所蔵）

この記事からは1886年当時から小学生の気質鍛錬が目標とされ、運動会、遠足なるものを実施し、その効果をあげるアイテムとして木銃が用いられていることがわかる。

森有礼は小学校の隊列運動を『歩兵操典』中「生兵之部」第一部第一章に相当する部分を想定している。少なくとも島根県では、森のいう隊列運動の域を超えた範囲を想定していることが窺えるのではないだろうか。隊列運動と兵式体操との違いとは何か、当時の人間はどう捉えていたのか。そのようなことを第一段階として、小学校における兵式体操について今後調査していきたいと考えている（以下、次号）。

[連載]

学区の思想（11）

神辺 靖光

高等中学校の設置区域が公示された1886年11月30日（文部省告示第3号）より早い同年3月9日、「学事上ノ便宜」のため、府県を5地方部に分けるという

文部省報告があった。「学事上ノ便宜」と言っているが、5人の視学官の巡視の分担区域を5地方に分けるというものである。学校の設置維持区域、児童生徒の

通学区を学区としてみてきたものとは別種である。しかし学事上のことで全国の府県を分けるとなると1872年以降の大学区との関連を想わずにはいられない。大学区には視学官の前身・督学官の結所、督学局が置かれるはずであったからである。

まず5地方部をみておこう。

第一地方部……東京府と神奈川、新潟、埼玉、千葉、茨城、群馬、栃木、静岡、山梨、長野の1府10県

第二地方部……北海道と宮城、福島、岩手、青森、山形、秋田の1道6県

第三地方部……京都府、大阪府と兵庫、三重、愛知、滋賀、岐阜、福井、石川、富山、和歌山の2府9県

第四地方部……鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、愛媛、高知の8県

第五地方部……長崎、福岡、大分、佐賀、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄の8県

北海道と沖縄県が入っているところが違うが第二地方部と第五地方部は高等中学校設置区域の第二区と第五区とはほぼ同じである。第一地方部と高等中学校設置第一区も新潟県と愛知県が入れ替っただけであまり変わらない。全く違うのは第三地方部、第四地方部と高等中学校第三区、第四区である。府県数のバランス、広狭からすると地方部の方がノーマルで高等中学校設置区域の方が異様である。この異様さについてはわが1880年代教育史研究会が高等中学校設置位置の経緯から検討究明している。

さて5地方部の視学官である。その先蹤は学制期から続く文部省書記官による学事巡視であり、その淵源は学制に定めた督学局であった。「学制」によれば各大学区本部に督学局を設け、そこに督学以下の官員を置いて大学区内の学事を地方官と協議しながら文部省の意向を実施してゆくというのである(第15章)。中学区に置かれる学区取締は督学局の下位につくものであった。しかし置かれるべき大学も督学局も各大学区には結局置かれず、いずれも東京だけに置かれた。東京の第一大学区督学局は文部省内に置かれたため、やがて文部省の外局となり、実際には文部省の書記官達が全国の府県を分担して学事巡視し督学官の任を果した。

1876年から84年までこれを実施したのは文部少輔・神田孝平、大書記官・辻新次、同九鬼隆一、同西村茂樹、同野村素介、権大書記官・中島永元、少書記官・久保田謙、同小林小太郎、同伊沢修二、同吉村寅太郎、権少書記官・野村綱、同佐沢太郎、同安東清人らである。属官を2、3名連れているが、彼らの健脚、精力は驚嘆すべきもので詳細且つ膨大な記録「学事巡視功程」が『文部省年報』に遺されている。

本稿はこれまで学校設置維持機能と児童生徒の通学区の視点から中学区を中心にみてきたが、今後これを府県、大学区にまで広げ、行政、監察、教育会議の視点からも学区を考察してゆきたい。合わせて区画のよってきたる理由も考慮にいれたい。以下まず全国区画の考察から(次号)。

連載

尋常中学校における校友会について(4)

富岡 勝

第10号に「尋常中学校における校友会について(3)」を書いてから半年以上経ってしまった。その間、コロキウムの準備とともに、少しずつではあるが作業を進めている。

(3)で触れた三井原仙之助『全国公立尋常中学校

統計書』(1898年および1899年)は、国会図書館所蔵のものを閲覧した。分析作業はこれからであるが。

さらに、本年1月より、神戸高等学校校史記念室所蔵の各新制高校年史類(約800冊)を同校のご厚意で閲覧している。『日比谷高校百年史』上巻(1979年)

を読んでいたら、次のような記述に目を奪われた。
1890年4月から1909年4月まで東京府尋常中学校長
をつとめた勝浦頼雄についての文章である。

就任以来、勝浦の脳中にあったのは、“いかにして府立の類勢を挽回して私立中学校より優位に置くか”ということと、“教授方法を改善し、学校全体の運営組織をどうしたらよいか”ということであった。そして小学校から、尋常中学校、高等中学校、大学という学校制度全体を再検討して、学校制度改革の構想を練っていたのであった。当時、大学の雇教師にハウスクネヒトというドイツ国籍の教育学者がいて、そのドイツ人が、第五高等学校（熊本）のために起草したという教科課程に関する印刷物「国家的教育学説」を出版した。勝浦はこの印刷物を見て、自分の意見と一致するところが多いので、これを参考にしたいと考えた。そこでハウスクネヒトの聴講生で首席で大学を出た本庄太郎を招いて、中学教育に関して大いに論議したのであった。その結果、勝浦は本庄の識見を高く評価し、尋常中学校の首席教諭として採用するとともに、早速、職務規定、教授規定の草案の作成に取りかかったのである。そして教授要旨や各科の適正な授業時数、配列等も含めた各草案を持って文部省専門学務局長浜尾新（後の東大総長）の意見をきき、さらに第一高等学校校長木下広次にも会ってその証判を仰い

だ。その結果両氏の賛意を得たので、明治23年9月1日に教務要旨、職務規定、教授規定を制定したのである（57頁）。

このように、勝浦は高等中学校との接続を考えて尋常中学校の教授方法・運営組織をハウスクネヒトの見解などを参考にしながら考え、浜尾や木下に相談しながら1890年9月に職務規定・教授規定を制定したらしい、ということがわかる。

そして、その1890年9月に勝浦は校友会である「学友会」を発足させているのである。学友会創設は、同校のレベルアップと充実のための施策の一環であった可能性が高い。さらに、第一高等学校の校友会が同年10月に発足したのも、何らかの関係があったのかもしれない。

さらに勝浦は、第一学区の尋常中学校長の会合を計画し、自ら主唱者となり、同年10月に木下の許諾を得て、第一高等学校で第一回会合を開催していることも含めて考えると、「もしかしたら1890年ごろに尋常中学校と高等中学校との接続関係や校内体制に大きな変化があり、校友会もその変化と関係を持ったのではないか」という疑問が生じてきた。

以上のような問題意識を持って、すでに以前から『日比谷高校百年史』に注目していた谷本会員とともに、9月2日に日比谷高校を訪問し、調査をおこなってきた。次号では、その成果を含めて述べていきたい（以下、次号）。

連載

折田彦市のアメリカ留学体験記（1）

巖平

折田彦市（1849～1920）は薩摩藩に生まれ、1870年岩倉具定・具経の米国留学に随行して渡米。1872年、カレッジ・オブ・ニュージャージー（現プリンストン大学）に入学、76年卒業。同校初の東アジア人卒業生であった。その間、キリスト教の洗礼を受けた。帰国後、エリート文部官僚として督学局、文部省学監

事務所、体操伝習所主幹などを歴任し、1880年4月に大阪専門学校長就任。以来、大阪中学校・大学分校・第三高等学校・第三高等学校の校長



に、30年間近く、在任していた（1910年までわずかな期間を除く）。

折田の生涯は、近代日本の中等・高等教育の模索と発展の「縮図」とみることができる。しかし折田に関する研究は、三高同窓会関係者（板倉創造）の記述を除けば、皆無に近い。その中、大阪中学校における折田の教育構想を取り上げる研究として、二見剛史（『明治前期の高等教育と大阪中学校』『日本の教育史学』第19集、1974年）、及びDonald Roden (*Schooldays in Imperial Japan*, University California Press, 1980)の論考が先駆的である。

今まで筆者は、三高関係文書の一部を解読し1880年代を中心に折田が独自の教育構想を行っていたことを考察してきた。しかし、なぜ折田校長はこのような教育構想を打ち出すことができたのだろうか。折田の思想形成にせまっていく必要がある。若き時代のアメリカ留学経験は、折田の教育思想に大きな影響を与えていた可能性が高い、と仮説的に考えられる。このような理由で、折田の教育理念がいかに形成されたのかを、米国滞在時代におけるアメリカ教育文化の受

容のあり方に即して解明する必要があると考えた。かつて林竹二は、森有礼のアメリカ滞在経験を通じて森文相の教育政策を捉え返した。もちろん、折田は、森の立場とは異なっている。しかし、青年時代に海外へ留学、キリスト教の洗礼を受ける、教育に生涯を尽くした、など両者には多くの共通点がみられる。筆者もまた、林と同様の手法で折田にアプローチすることを試みたい。

その第一歩として、まず彼がアメリカ留学時代（1870～1876）に関する基本的な事実関係と、彼が影響されたと思われるアメリカの大学での諸体験を明らかにしたい。具体的には、彼の米国留学の経緯、滞在中の体験、とりわけ教会、スポーツに関する経験を描き出したい。中でも、初代駐米少弁務使森有礼、新島襄、ラトガルス大学の留学生たち、および岩倉使節団との交渉などについても触れる。さらに、彼が在学していたプリンストン大学の学長の教育理念を分析し、それが折田に与えた影響を含めて、折田の留学経験の意義を検討してみたい（以下、次号）。

第10回研究会総括

谷本 宗生

2005年8月22～23日、京都の三高会館で第10回の研究会が開かれた。今研究会の主な目的は、きたる10月9日開催の第49回教育史学会（会場：東北大学）コロキウムに向けての対策準備と、平成18年度科研費申請案の検討であった。参加者は、神辺、荒井、巖、鄭、田中、小宮山、谷本、富岡の8会員（小宮山会員は、初日のみ参加）であった。

初日は、申請代表予定者である小宮山会員より平成18年度科研費申請案（たたき案）が示されて皆で検討がなされた。基盤研究のなにて、研究期間はどのくらい、研究必要金額（経費項目を含む）はいくらくらいでと、実際に申請する分野や日程予定など合わせて話し合われた。科研費申請にあたり、研究代表者（研究分担・研究協力者を含む）を明確に定め、いままで

本研究会で調査活動してきたことを土台に研究課題及び研究計画をしっかりと設定することが肝要であると再確認された。続いて、荒井会員よりもっか作成中である近代日本の公教育に関する試論の一部ドラフトが報告されて質疑応答がなされた。報告の趣旨などについては、ここでは触れず完成原稿の公表を待ちたい。夕刻をむかえ、田中会員の予約した鴨川納涼床のお店で懇親会を催し川の音交え親睦を深めた。

2日目は、10月の教育史学会コロキウム「1880年代日本教育史の再検討にむけて～高等学校は何故、どのようにできたのか～」の事前演習を行った。オルガナイザー：富岡、報告者：谷本、田中、司会：荒井。まず富岡会員から、「なぜ1880年代に着目するのか」という本研究会の問題意識が明確に示され、先行研究

批判と高等中学校関係史料の所在状況(鄭会員作成の史料リスト)が報告された。続いて谷本から、80年代の大学予備門の低調な実態や地方からの優秀者をいかに安定確保するかという課題が示され、84年の文部省が地方長官らに垂問した府県聯合設立高等学校の計画案及びそれに対する復申から80年代における中・高等教育再編の必然性が示唆された。そして田中会員から、第三及び第四高等学校誘致の実態が府県連合委員会の動向も交えて報告された。今回のコロキウム報告を介して、森文政期86年の諸学校令は過渡的・中間的な位置付けではなかったのかという本研究の問題提起(仮説)をひろく問いたい。10月の

学会開催までに、富岡・谷本・田中の会員間で最終的な調整を行うことが確認された。

2日目の研究会終了後、神辺、鄭、富岡、谷本、田中の5会員は三高会館おススメのお店でランチ弁当を情報交換しつつ食した。富岡会員は、9月初旬に上京して第一高等学校との連絡もはかった現在の日比谷高校の所蔵史料調査を谷本とともに行うとした。また谷本から、大学予備門の入試科目などを分析した広田照幸「近代日本の成立と制度化」『日本史講座』第8巻(2005年)といった関連研究の動向紹介もなされた。

田中智子さん報告

第三高等学校設置問題再考——官立学校と府県——

8月の京都大会では、コロキウム準備報告として、第三高等学校(以下「第三」と)と第四高等学校(以下「第四」)の設置と運営にまつわる問題を比較した。単に研究が進んでいるから、といった理由からではなく、数ある高等学校のなかからこの二つの学校を取り上げる必然性を示さなくてはならない。

一つは、高等学校設置費用の地元負担分には地方税から支弁するという方法と寄付金から支弁するという方法があり、第三が地方税型の、第四が寄付金型の、それぞれ先鞭を付け典型をなしたと考えられることである。前者は府当局の独断専行的色合いが強く、後者は県会関係者の陳情や旧藩主の多額寄付、県吏・教員からの醸金募集など、県当局の主導性はあったにしても、「地域ぐるみの誘致」という言葉がふさわしい経緯がある。しかしこの差異は、地域の教育熱の多寡をそのまま反映したものとはいえない。前者においては私立同志社の存在があり、同時期に府会議員や地域有力者の協力を得ながら大学設立運動を展開していたからである。府県内に教育に対するエネルギーがどのくらいあったのか、そしてそれがどのくらい

高等学校設置という問題に吸収されえたのか、ということと比較検討する対象として、第三と第四はまことにふさわしい。今後、寄付金型(旧藩主寄付なし)

の第二、地方税・寄付金(旧藩主寄付あり)折衷型の第五などについて検証していく際の参照系ともなる。二つ目には、京都府と石川県の動きこそが、文部行政、特に設置区域の問題を誘導したと思われることである。1885年7月の「学務二局庶務概則」改正において文部省は、5地方部の区割りを示していたが、このとき京都府と石川県は、同じ第三地方部(計2府9県)に含まれていた。しかし、この同じ地方部内の両府県において、非常なる熱心さをもって高等学校誘致運動が起こり、設置経費の支弁が現実的となった。両府県ともに高等学校を設置するならば、それぞれ別の設置区域に設定しなくてはならない。一方で中学校令において、全国に設置する高等学校が5つであることは既定方針として通達済である。そのため、第三地方部の11府県と第四地方部の四国中国8県とが合併、北陸3県が抜けて第一地方部内の新潟県を加えて新たにひとつの区域を形成したかたちでの設置区域となった。すなわち、第三区は近畿・中国・四国を合わせた2府13県、第四区が北陸4県という大変不均衡な数での設置区域が設定される結果となった。地方部設置問題と高等学校設置問題との関連は今後の究明が必要であり、以上は推測の域を出ない考察ではあるが、少なくとも、京都・石川への設置をもって、

文部省が視学官の下に行政的権限を強めようとしていた地方部構想と高等中学校設置箇所とが不一致をきたしたことは事実である。

そして三つ目に、設置区域を確定した 1886 年 11 月 30 日の文部省告示第 3 号は、第二区と第五区の設置箇所が未決定であるにもかかわらず、第二条において、第一（東京）に加え第三（京都）第四（金沢）の高等中学校設置箇所を示した暫定的・中途半端な法令

であることの意味である。設置区域の区割りを示した第一条の追伸であるかのごとき第二条は、まさに京都府と石川県に対して、「誘致運動に応じて貴府県に設置を決定した」ことの通達を目的とした条文であったと考えられる。京都府会で設置費用の地方税支弁が可決され、即時に府知事が文相に設置確定を稟請したのが 11 月 20 日であることを考え合わせれば、なおさらである。

谷本宗生さん報告

<谷本の報告担当から>

きたる 10 月開催の第 49 回教育史学会のコロキウムにおいて、高等中学校は何故できたのか、高等中学校設立にいたる背景を谷本が報告担当する。佐藤秀夫、久木幸男、中野実らの研究によって、1886 年の諸学校令は過渡的な位置付けではないかと問題提起されている。たとえば、中野実は森文政期の大学政策は帝国大学＝「当初から完成された制度」を予定したのではなく、「多様な高等教育体制の模索」のひとつの結果であったという仮説を提唱している。同様に谷本も、諸学校令による教育制度は未発の契機をたぶんに含んだものとみる。86 年の「中学校令」に基づく高等中学校制度も、当初から計画的に首尾一貫したものであったといえるのか。不確定な要素を含んだものであったのではないだろうか。たとえば、高等中学校設置位置（本科・医学部）の選定順序、高等中学校設置区域の不均衡さ、高等中学校運営経費支弁の在り方しかり。

1877 年に東京英語学校を改称し東京開成学校普通科（予科）を編入してできた東京大学予備門は、80 年代の高等教育機関の再編統合にもなっていっそう予科教育機能の充実が重要視される。東京大学や地方からも、地方中学校卒業生との連絡が要請される。83 年 1 月予備門本翼に英語学専修課を設置するが、

地方中学校から優秀者（卒業生）を十分に確保することは課題であった。1884 年 10 月大木文部卿から各県令へ対して、「地方学政に関する垂問」（学齢児童就学督責、府県聯合設立高等学校、府県学事会、聯合府県立学校、准官立学校の計画案）が発せられる。とくに府県聯合設立高等学校（コルレージの類）の計画案は、国庫のみによる数個の高等学校設立案も各府県立の高等学校設立案もいずれも財政上からその実現は難しいため、全国を 7 区に分けて府県聯合による高等学校（国庫 1 割）を設立する。これに対して、同年 11 月東京府を総代にした全 20 県から次のような復申あり（湯川嘉津美さんの助言を参考）。全国数区に高等学校を設立する趣旨には賛同であるが、地方の経費負担は避けて国庫負担を望む。また、できれば九州、中国、奥羽地域に高等学校を設立してほしい。ここでとくに興味深いのは、のちの第四高等中学校設置区域にあたる石川県が富山県とともに名を連ねていることである。新潟県と福井県はこの復申には加わっていない。復申に加わった岡山県や広島県が該当する中国地域は挙げられているが、北陸地域は想定されなかったのか。ただし、石川県が 1886 年に高等中学校誘致にいち早く動く事情はうかがえよう。

鄭さん補足——高等中学校関係文書（作成中）

高等中学校関係文書				
学校名	所蔵機関	主な文書	公開状況	備考
第一高等中学校	東京大学駒場博物館 (美術博物館・自然科学博物館)	東京英語学校試業問題、大学予備門試業問題、第一高等中学校卒業生答辞、東京大学予備門第一高等中学校一橋校舎平面図、第一高等中学校教官別時間綴など	所蔵資料目録の完成は来春ころ。もっと一般公開への対応を検討中	上記の情報は、東京大学教養学部教員の折茂克哉、安達裕之より提供
第二高等中学校	宮城県公文書館	『諸官省内達綴 学務課』明治17年(配架番号0062)、『会議 県会・常置委員会・高等中学校委員会・区長村会』明治20年(配架番号0066)、『宮城県尋常中学校 本県並諸向往復綴』明治21年(配架番号0034)など	同館内に設置された端末により所蔵資料データベースの検索が可能	第二高等中学校の創設に関わる文書が、県文書として継承され宮城県公文書館に保存
第二高等中学校	東北大学史料館	『DAINI-KOTO-CHIUGAKKO 第二高等中学校 ANNUAL EXAMINATION MARK 成績原簿』明治24年7月予科第二等級等(資料群「第二高等学校関係」)、『明治廿五年一月起 医学部卒業退学名簿』(資料群「仙台医学専門学校書類」)、『明治廿五年一月起 医学部卒業退学名簿』(資料群「仙台医学専門学校書類」分類番号1-1)など	第二高等中学校医学部以来の医学部関係文書が、「仙台医学専門学校書類」(37分類377点)として保存されている。利用にあたっては予約が望ましい。「移管公文書データベース」をはじめとする所蔵目録がWEB上で利用可能	第二高等学校時代の資料を中心に、第二高等中学校創設以来の二高関係文書保存
第三高等中学校	京都大学大学文書館	前身校時代から第三高等学校廃止までの約80年間にわたる公文書が基本的にすべて残っている大文書群。1880年代に限ってみても簿冊数は約1200、校内事務に関わる日誌や会計記録、生徒原簿などのほか、利用価値の高いものに各年次の『文部省達并同指令本紙』『文部省同并届類原稿』『学務局往復書類』『各庁往復書類』など	未整理につき非公開(ただし神代史資料研究会編『史料神代史』(一九九四年)に一部翻刻あり)	第三高等学校関係資料
第四高等中学校	金沢大学資料館	旧石川県専門学校敷地併資産引継書類及目録、本部生徒姓名索引、職員姓名索引など	公開可(ただし、個人情報等については要相談のこと)	
	金沢大学附属図書館特別資料室	第四高等中学校区域委員会議案、第四高等中学校区域委員会議事筆記など	公開可	
	石川県立歴史博物館	第四高等中学校資本金醗集趣意書、第四高等中学校学資寄附願、第四高等中学校建築仕様書など	公開可	
	石川近代文学館四高記念室	第四高等中学校本校平面図、第四高等中学校資本金醗集趣意書、第四高等中学校創基金寄付感謝状など	一部展示資料もあるが、多くは未整理	
第五高等中学校	熊本大学五高記念館	『協議会書類 自明治二十年至二十四年』、『高等学校長会議』(明治三十九年)、『評議会決議録 明治三十三年一月起』、『高等学校長会議決議』(自明治21至同29年)、職務規程(自明治20年至同24年)、生徒規程(自明治20年至同29年)など	一部展示資料もあるが、多くは未整理	
山口高等中学校	山口県立文書館所蔵	「明治二十年私立防長教育会関係山口高等中学校一件」 『山口高等中学校一件等』		
	山口大学東亜経済研究所	『山口高等中学校一覽 自明治二十三年七月至明治二十四年六月』、『山口高等中学校諸則 明治二十年八月制定』、『本校沿革二閱スル書類』『山口高等商業学校沿革史編纂用資料目録』		
鹿児島県造士館高等中学校	尚古修成館	「寄附金変更ノ儀ニ付願 明治二十年十二月五日」「寄附金変更ノ儀ニ付願 明治二十一年三月二十九日」「鹿児島高等中学校造士館庶務細則目録 明治二十一年七月五日」 『造士館一巻』		

彙報 第14号発行及び原稿募集について

「1880年代教育史研究会」ニューズレターの掲載原稿は常時募集中です。投稿は大歓迎です。原稿は、電子メールまたは郵送でお願い致します。なお、次回原稿の切は、**11月30日**です。

編集後記 ニューズレター第13号をお届け致します。まず8月の第10回研究会の内容については、谷本会員による総括及び報告者の要旨をご覧ください。さらに、補足として、鄭会員の図表を追加しました。また、当日の様子は、巻頭の写真でそ

の一端を窺うことができるかと思えます。今号は、佐喜本、巖会員より新しい原稿をいただきました。いずれも連載の形になっているようです。好評連載中の神辺、富岡会員の原稿にあわせて、連載が増える傾向です。次回のニューズレターがますます恋しくなるのではないのでしょうか。誠に喜ばしいことです。一方、今回は原稿を載せなかった会員も、積極的な投稿をお待ちしております。なお、この原稿の発送作業は、いつも通り、小宮山会員が担当されました。(巖 平)

「1880年代教育史研究会」ニューズレター 第13号 2005年9月20日発行	
<研究会連絡先> 谷本 宗生 「1880年代教育史研究会」事務局 〒113-8654 東京都文京区本郷7-3-1 東京大学大学史料室気付 <HP> http://home.hiroshima-u.ac.jp/komiyama/1880/	
<原稿送付先> E-mail: yan2ping2@gmail.com 巖 平 〒606-0026 京都市左京区岩倉長谷町 647-8-204	